第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

住民票の写し等の不正取得の疑義事案に関する疎明資料の提出について

あなたの行った下記の住民票の写し等の交付請求は、不正な取得である蓋然性が極めて高いものと判断したものですが、正当なものであるか疑義があります。

つきましては、丸亀市住民票の写し等の第三者不正取得に係る本人通知に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定に基づき、疎明資料の提出を求めます。

なお、疎明資料の提出は、通知のあった日から14日以内に様式第3号による書面により、住民票の写し等の取得が不正な請求によるものでないことが判断できる資料を添付して提出してください。

期限までに回答をいただけない場合又は疎明資料から当該請求が正当と認められない場合については、あなたによる住民票の写し等の取得を不正な請求による取得であるものと認め、被取得者等に対して取得された事実を通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 請求年月日 | 請求内容 | 疑義の理由 |
| 請求書番号 |
|  |  |  |  |
|  |